「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」 の採択を求める請願書

紹介議員

【請願趣旨】

政府は10月14日、昨年12月に強行成立させた特定秘密保護法の運用基準と、法律の施行日を12月10日とする政令を閣議決定しました。本法は、行政機関の長が「特定秘密」を指定し、基本的に60年間秘密指定ができます。また秘密情報の漏えい・不正取得に対して、また特定秘密保有者の管理を害する行為により取得した場合も厳罰の対象になります。また秘密を取り扱う者に対する適正評価制度は、個人のプライバシーを広範囲に侵害するものです。

特定秘密の指定が適正かどうかをチェックする監視機関を複数設置しましたが、いずれも行政機関内の機関であるため純粋な第三者機関とはいえず、また、行政機関の長が非開示を判断すればこれらの機関に開示の強制力はありません。政府がなにを秘密情報とするのか、国民はまったく知ることができません。

国民主権、民主主義国家においては、主権者国民が自由な情報の流通が保障された中で、国政に関与してきました。しかし、本法はこれを否定するものであり、憲法の諸原則に反する法律といえます。私たちは、安倍内閣に対し、秘密保護法の運用基準の閣議決定を撤回し、同法の即時廃止を要請します。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により、次の項目について請願いたします。

【請願項目】

1、特定秘密保護法の廃止を求める意見書を政府に送付すること

2015年2月 日

請願者 戦争をさせない石川の会 代表者 莇 昭三 住 所 石川県金沢市兼六元町9-40 金沢合同法律事務所気付